

エコ・ファースト認定基準の見直しについて

「エコ・ファースト制度」は、ある企業が、環境の分野において「先進的、独自のかつ業界をリードする事業活動」を行っている企業（環境先進企業）であることを、環境大臣が認定する制度として、2008年4月にスタートし、本年度で15年目を迎えます。

この間、世界的に ESG 投資が拡大し、パリ協定や SDGs が採択され、TCFD や SBT、TNFD、J4CE 等の枠組みが重要性を増し、世界的にも多くの企業の賛同を得ているなど、脱炭素をはじめとする持続可能性確保に向けた取組の世界的潮流は、大きく広がっています。

こうした世界的潮流を背景として、環境経営に取り組む企業が飛躍的に増加する中で、エコ・ファースト認定企業の活動の更なる拡大、質や多様性の更なる向上を目指し、「環境先進企業の認定」という本制度の意義を確保する観点から、現行の認定基準（エコ・ファースト制度実施規約第3条第1項及び別表に定める基準）について見直しを行う予定です。見直しの内容としては、例えば以下のようなものを検討中です。

1. 先進性・独自性・波及効果の判断方法の見直し

現行の認定基準においては、1つ以上の環境分野における目標が、先進性・独自性・波及効果を総合的に判断してエコ・ファーストにふさわしいものであることを求めています。この「先進性・独自性・波及効果を総合的に判断してエコ・ファーストにふさわしいもの」の該当性判断に関し、環境省として、それに該当すると考えられる目標の具体例等を公表することとし、当該判断は、当該具体例等に照らして行うものとしします。

2. 持続可能性確保に向けた取組の先導に関する認定基準の追加

自社での取組に加えて、同業他社や自社バリューチェーン上の他社を数多く巻き込み、取組を行うなど、持続可能性確保に向けた取組をリードすることへのコミットを認定基準に追加します。

3. 社会的に一般化した認定基準のアップデート

エコ・ファースト制度実施規約別表に定める認定基準項目のうち、すでに大多数の企業が当該取組を行っているなど、社会的に一般化してきており、エコ・ファーストの認定をする際にはより高い水準が求められると考えられるものについては、世界的潮流等も踏まえてアップデートを行います。

4. 認定企業の多様性向上に向けた認定基準項目の追加

エコ・ファースト認定企業の活動に更なる多様性をもたらすため、幅広い業種の環境先進企業が認定を受けられるように、認定基準項目を追加します（例えば、気候変動適応、サステナブル・ファッション、環境経営コンサルティングに関する基準の追加を想定しています。）。

なお、見直し後の認定基準は、2023年4月から適用する予定です。